

食品リサイクル法に基づく定期報告における事業者名の公表について

- 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の事業者に対して、食品廃棄物等発生量等を毎年度国に報告するよう義務づけており、現在、その報告データの一部（表3の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率、表14の遵守状況及び表16の取組内容）について公表の同意を求め、同意した事業者のみ、事業者名及び上記データを農水省HPで公表しています。
- 近年、SDGsへの関心の高まり等を背景に、CO2排出量をはじめとして、各企業が環境に関する情報を積極的に開示すべきとの国民の声や、情報開示に積極的に取り組む企業に対する投資促進に向けた機運が高まっています。その中で、本定期報告の制度に対しては、報告のあった事業者の報告内容を可能な限り公表することへの要望が高まっています。
- このため、令和3年度分定期報告（令和4年6月末までに国に報告）においては、データの公表に同意しない事業者であっても、事業者名のみを公表することについて同意を得て公表することとします。
- 具体的には、定期報告書（エクセル様式）の表17において、下記修正案のとおり選択肢を追加します。
データの公表に同意しなくとも事業者名のみを公表することについて同意される場合は、「無（ただし、事業者名のみ公表には同意）」を選択願います。
- 事業者名が公表されることによって、情報開示に積極的な企業であることが一般消費者等に理解されることが期待できます。

【現行の選択肢】

表17 国が公表を行うことについての同意の有無

有
無
<備考>

報告書冒頭の「国が公表を行うことについて同意する」という欄は記入しないこと。

【選択肢の修正案】

表17 国が公表を行うことについての同意の有無

有
無
無（ただし、事業者名のみ公表には同意）

1 報告書冒頭の「国が公表を行うことについて同意する」という欄は記入しないこと。
2 「業種」の欄は「肉加工品製造業」、「牛乳加工品製造業」、「肉類加工品製造業」、「畜産加工品製造業」、「水産加工品製造業」、「食品製造業」を選択し、「業種」の公表には同意。）を選択。

※詳細は次のページをご覧ください。

- 今年度の定期報告において、表17の選択肢ごとに公表される情報は下表のとおりです。

選択肢	左欄の選択をした場合に国が公表する情報
有	事業者名 発生原単位（表3） 当年度の再生利用等の実施率（表11） 判断基準となるべき事項の遵守状況（表14） 食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組（表16）
無（ただし、事業者名のみの公表には同意）	事業者名
無	なし

- まずは、「有」の選択をご検討願います。
直近の定期報告では、「有」を選択した事業者が8割と、前年度までに比べ大きく増加しています。
（「有」を選択した事業者の割合 平成30年度実績：52% → 令和元年度実績：80%）
- その上で、データの公表がどうしても困難な事業者におかれては、「無（ただし、事業者名のみの公表には同意）」の選択をご検討願います。
事業者名が公表されることによって、情報開示に積極的な企業であることが一般消費者等に理解されることが期待できます。